

(別添1)

No.	25
策定年月	令和2年4月
見直し年月	令和7年5月

水田農業高収益化推進計画

滋賀県

1. 水田において高収益作物・子実用とうもろこしの導入を図る目的

本県は、耕地面積51,700haのうち水田率が92%と高く、水稻・麦・大豆などの土地利用型作物を中心とした水田農業が展開されており、水田利用率は110%と全国平均より高くなっている。一方、水田での高収益作物の作付状況は野菜904ha(主要品目；キャベツ280ha)、花き43ha(主要品目；小菊12.6ha)そして果樹15ha(主要品目；いちじく8ha、ぶどう4ha、なし3ha)となっており、高収益作物の作付はたいへん少ない状況にある。

本県では、中期計画である滋賀県農業・水産業基本計画において、水田が最大限に活用され、水稻と麦・大豆、野菜などを組み合わせた生産性の高い水田農業の確立をあるべき姿として定め、野菜をはじめとした高収益作物の推進を行ってきた。

具体的な取組として、県単独事業により、水田野菜の作付に対する助成を行っており、また園芸産地の発展に向けて、戦略の策定やその実践のための機械等の導入支援を行うとともに、集出荷施設などの整備に向けた産地パワーアップ事業や暗渠排水等の整備に向けた農地耕作条件改善事業など各種国庫事業を活用し、高収益作物の導入推進を図ってきた。その結果、高収益作物の拡大は一定図られてきたが、いまだ取組は少ない。

更なる拡大に向けて、農業従事者の減少、水稻・麦・大豆に特化した大規模経営体への高収益作物の導入による経営の複合化や水田の排水性改善による生産安定などの課題が残されている。

このようなことから、野菜については、機械化一貫体系による省力化が容易なキャベツ、タマネギと併せてえだまめなどの新たな露地野菜品目や水田での施設野菜生産の推進としていちごなどの品目、そして果樹については直売を中心にぶどう(醸造用ぶどうを含む)、なし、いちじくなど、花きについては仏花用途の小菊やリンドウなど、飼料用作物では子実用とうもろこしについて生産振興を行う。併せて、水田の排水性改善に向けた基盤整備の取組について進めていく。

水田における高収益作物の推進を効果的・効率的に進めるため、県においては水田農業、園芸振興および基盤整備や畜産の部署が連携するとともに本庁と地方機関および関係機関が連携する体制により、取組を進める。

2. 目標

(1) 推進方針

当面は、集落営農組織などの大規模担い手などに対してえだまめ、子実用とうもろこしの推進や新規就農者や大規模担い手などの経営の複合化のためのいちごの推進を図り、産地づくりを進めていくこと、水田果樹の振興としてワイン生産を見据えた醸造用ぶどうの生産拡大を図ることとし、今後は、キャベツやタマネギの加工業務用野菜、ぶどう、なし、いちじく等の果樹、そして小菊やリンドウ等の花きの生産振興を進め、産地化を図り、水田農業の高収益化を進めることで、高収益作物にかかる農業産出額;159億円(令和5年度;滋賀県基本構想目標値)を目指すこととする。

(2) 推進品目

品目名	用途	露地 ／ 施設	選定理由	目標							
				作付面積の拡大		収量の向上		販売額の向上		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
えだまめ	生食用	露地	・地元量販店は県内支店において地元産えだまめの供給を望んでいる。 ・地元量販店は、地産地消の取組として、産地に対して増産を求めている、えだまめの需要は大きい。 ・栽培については大豆生産の経験を活かしつつ、機械化体系を構築することが比較的容易であり、収益性を得やすい。	6.1 ha (平成29年)	10 ha (令和6年)	346 kg/ 10a (平成29年)	350 kg/ 10a (令和6年)	10,790 千円 (平成29年)	29,638 千円 (令和6年)		
ぶどう	加工・業務用	露地	・滋賀県内にワイナリーが2カ所あり、いずれも産地表示を行うため県産の原料ぶどうを要望されている。 ・これまでより県内既存ぶどう産地からも出荷されているが、生食用ぶどうとの兼業で生産規模が小さく要望量を満たせていないことから生産規模を拡大する必要がある。 ・垣根栽培を導入することにより省力化を図り、生産規模を拡大する。 ・将来的に自社ワイナリーを建設する計画があり、成園化に伴う収量増加分は県内のワイナリーへ原料用として出荷し、一部収量分は委託製造する計画である。新規ワイナリーでは年間25t取り扱う予定である。	0.85 ha (令和2年)	3.4 ha (令和7年)	0 kg/ 10a (令和2年)	750 kg/ 10a (令和7年)	0 千円 (令和2年)	7,700 千円 (令和7年)		
いちご	生食用	施設	・本県のいちごは直売を中心に県内消費者に向けて生産が行われており、新たな県内消費者の確保による地産地消の更なる拡大をめざして地域商社や県内量販店などへの流通をめざす。 ・いちごの高度環境制御による大規模生産により、流通関連企業と連携し、輸出や県外流通をめざす計画である。	18.49 ha (令和元年)	21.97 ha (令和8年)	2,578 kg/ 10a (令和元年)	2,971 kg/ 10a (令和8年)	704 百万円 (令和元年)	1,079 百万円 (令和8年)		

2. 目標

子実用とうもろこし	飼料用	露地	・国産濃厚飼料として県内畜産農家等から子実用とうもろこしの需要があるが、本県での栽培は少なく、需要に対して生産が追いついていない状況。 ・水田経営においては、規模拡大や生産調整面積の増加に伴い、子実用とうもろこし等労働生産性の高い作物の導入が必要となっている。	1.1 ha (令和3年)	54.7 ha (令和8年)	581 kg/ 10a (令和3年)	650 kg/ 10a (令和8年)	128 千円 (令和3年)	12,425 千円 (令和8年)		
-----------	-----	----	---	-------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------	----------------------------	--	--

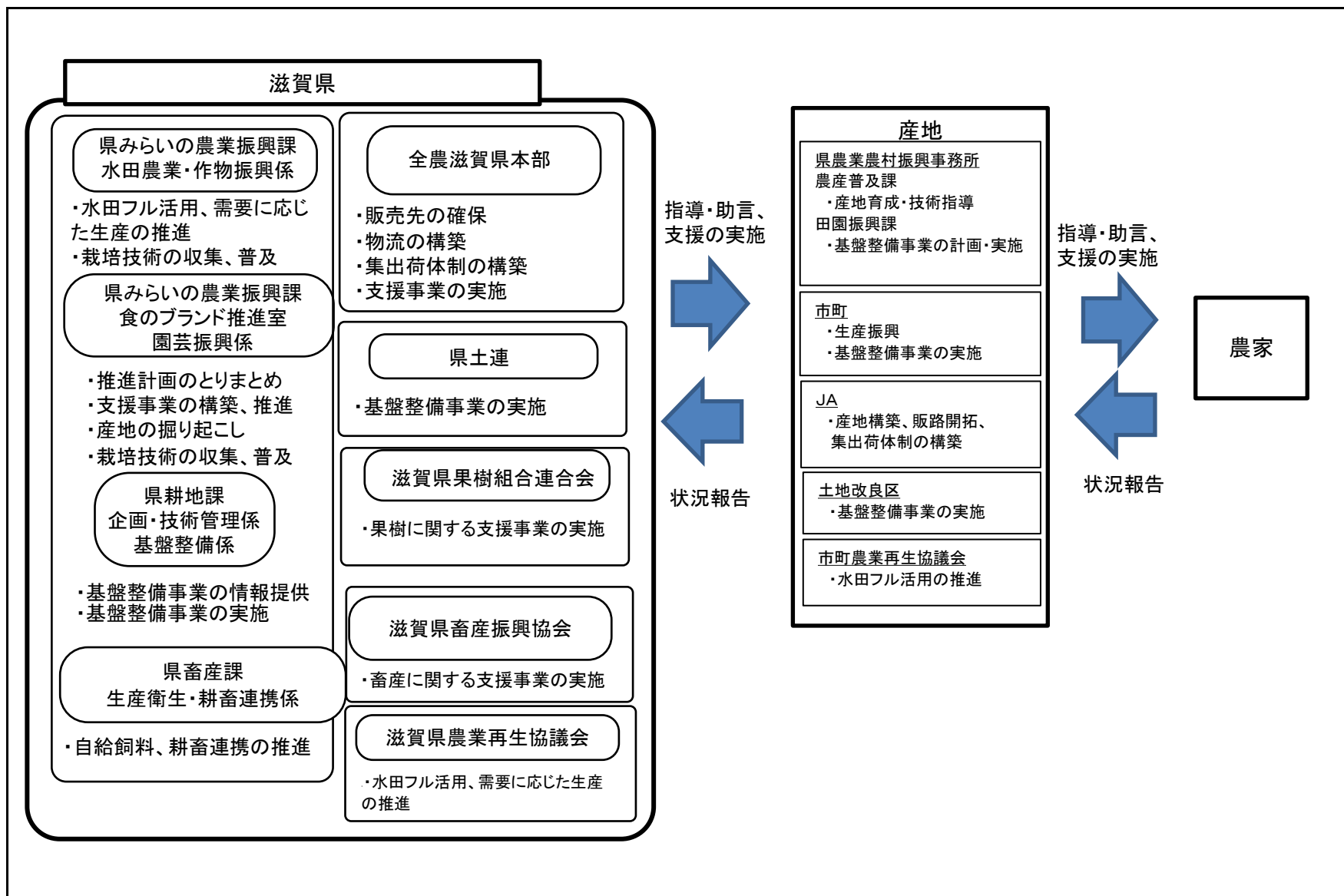
※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合、項目を分けて記載する。

※ 「選定理由」欄には、①出荷先が確保されているか、②既存産地等との競合により需給バランスに乱れが生じないか、③ロットは確保できるかなどの観点にも留意して記載する。（関係資料の添付でも可。また、審査に当たって追加資料の提出を求めることがある。）

※ 設定した目標値の妥当性が分かる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

3. 推進体制及び役割



4. 目標達成に向けた取組

(1) 品目共通の取組

・高収益作物による経営の複合化をめざして、大規模個別経営体や集落営農組織に機械化一貫体系等省力化技術を活用した体系を提示して推進活動を行う。
 ・水田における大規模施設園芸や果樹園芸、子実用とうもろこしを推進する。

(2) 推進品目ごとの取組

品目名	取組内容			
	作付面積の拡大	収量の向上	販売額の向上	その他
えだまめ	・機械化一貫体系の普及を通して、個々の経営面積の拡大と新規栽培者の確保によって、作付面積の拡大につなげる。	・排水性の良いほ場の選定。 ・加えて高畝等の排水対策の実施。 ・地力維持に向けた土づくり対策の実施。 ・地域に適した品種の検討。 ・病害虫防除対策の徹底などの生産技術指導。	・病害虫防除対策の徹底による品質向上。 ・既存の量販店の必要量を満たすこと。 ・高付加価値化のための地産地消取組による高単価の維持。 ・新たな販路の開拓。	・生産者が安心して取り組むための生産振興体制の整備。 〔 ・JAと普及組織による技術指導 ・量販店とJA、生産者の連携による安定した販路の確保 ・各種助成の活用に向けた情報提供 等 〕
ぶどう	・機械化や省力化技術の導入および新規取組者の確保による作付面積の拡大。	・排水性の良いほ場の選択。 ・加えて高畝や根域制限等の排水対策の実施。 ・地力維持に向けた土づくり対策の実施。 ・地域に適した品種の検討。 ・病害虫防除対策などの生産技術指導。	・排水対策および病害虫防除の徹底による品質向上。 ・製造委託を導入して生産者自らが販売に取り組むことにより売上向上。 ・新たな販路の拡大。	・生産者が安心して取り組むための生産振興体制の整備 〔 ・普及組織による技術指導 ・自社ワイナリー建設に向けた6次産業化支援の実施 ・新規取組者の確保に向けた協議会活動への支援 〕
いちご	・省力・軽労な本県開発の高設少量土壌培地耕システムにより新規就農者の主力品目や水田大規模担い手の経営の複合化品目として生産者を確保し、面積拡大につなげる。	・病害虫防除のための紫外線照射や炭酸ガス燻蒸などの技術の普及を図る。 ・新規就農者等の基本技術の習得を支援。 ・本県で主流を占める無加温促成栽培に加えて、加温および補光などの高度に環境を制御した生産性の高い生産技術による収量の増加。	・本県開発新品種を中心とした県内量販店への販路の開拓。 ・地域商社を活用した県内量販店との結びつきを強めた販売による販売額の向上。 ・輸出や大都市圏などの県外流通により販売額の向上を図る。	・生産者が安心して取り組むための生産振興体制の整備。 〔 ・JAと普及組織による技術指導 ・量販店とJA、生産者の連携による安定した販路の確保 ・各種助成の活用に向けた情報提供 等 〕
子実用とうもろこし	・機械化一貫体系の普及を通して、個々の経営面積の拡大と新規栽培者の確保によって、作付面積の拡大につなげる。	・排水性の良いほ場の選定。 ・排水溝等の排水対策の実施。 ・地域に適した品種の検討。 ・徹底した除草管理による収量向上。	・出荷先の必要量を満たすこと。 ・新たな販路の開拓。 ・需要に対応した品質の確保	・生産者が安心して取り組むための生産振興体制の整備。 〔 ・普及組織による栽培情報提供 ・各種助成の活用に向けた情報提供 等 〕

5. 産地推進計画の作成主体

No	作成主体名	関係市町村	備考
1	グリーン近江農業協同組合	東近江市、近江八幡市	
2	近江八幡市若手園芸振興協議会	近江八幡市	
3	蒲生園芸推進協議会	東近江市	
4	株式会社風車	高島市	
5	滋賀県子実コーン組合	大津市、彦根市、東近江市、長浜市、愛荘町、日野町、豊郷町、野洲市	

※ 各主体が作成した「産地推進計画」を添付するものとする。

No.	25-001
策定年月	令和2年4月
見直し年月	

水田農業高収益化推進計画
グリーン近江農業協同組合産地推進計画

1 計画作成主体の情報

名称	グリーン近江農業協同組合			
構成機関・団体名及び役割分担	東近江農業農村振興事務所 ・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援 東近江市 近江八幡市 ・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実施 JAグリーン近江 ・販売先の確保 ・支援事業の実施 ・営農指導の実施 ・計画策定の取り纏め 東近江農業活性化協議会 近江八幡市農業再生協議会 ・農地情報の収集 ・農地集積・集約の推進 ↓ ↑ 農家			

2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地／施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
えだまめ	生食用	露地	グリーン近江農業協同組合	1.2 ha (令和元年)	5 ha (令和6年)	270.4 kg/10a (令和元年)	280 kg/10a (令和6年)	4,000,000 円 (令和元年)	17,038,000 円 (令和6年)		

※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、

「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。

※ 設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

(別添2)

No.	25-002
策定年月	令和3年6月
見直し年月	

水田農業高収益化推進計画
近江八幡市醸造用ぶどう産地推進計画

1 計画作成主体の情報

名称	近江八幡市若手園芸振興協議会											
構成機関・団体名及び役割分担	<table><tr><td>東近江農業農村振興事務所</td><td>近江八幡市</td><td>近江八幡市農業再生協議会</td><td>事業者</td></tr><tr><td>・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援</td><td>・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実</td><td>・農地情報の収集 ・農地集積・集約の推進</td><td>実需者 ・製造委託 ・原料契約販売</td></tr></table> ↓↑ 農 家 ・ブドウの生産・販売 ・機械化、省力化技術の導入				東近江農業農村振興事務所	近江八幡市	近江八幡市農業再生協議会	事業者	・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援	・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実	・農地情報の収集 ・農地集積・集約の推進	実需者 ・製造委託 ・原料契約販売
東近江農業農村振興事務所	近江八幡市	近江八幡市農業再生協議会	事業者									
・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援	・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実	・農地情報の収集 ・農地集積・集約の推進	実需者 ・製造委託 ・原料契約販売									

2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地 ／ 施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
ぶどう	加工・業務用	露地	近江八幡市	0.85 ha (令和2年)	3.4 ha (令和7年)	0 kg/10a (令和2年)	750 kg/10a (令和7年)	0 円 (令和2年)	7,700 千円 (令和7年)		

※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、

「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。

※ 設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

(別添2)

No.	25-003
策定年月	令和4年2月
見直し年月	令和 年 月

水田農業高収益化推進計画
蒲生園芸推進協議会産地推進計画

1 計画作成主体の情報

名称	蒲生園芸推進協議会											
構成機関・団体名及び役割分担	<table><tr><td>東近江農業農村振興事務所</td><td>東近江市農業活性化協議会</td><td>東近江市</td><td>滋賀蒲生町農業協同組合</td></tr><tr><td>・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援</td><td>・農地情報の収集</td><td>・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実施</td><td>・販売先の確保 ・支援事業の実施 ・営農指導 ・計画策定とりまとめ</td></tr></table> ⇓⇑ 農家				東近江農業農村振興事務所	東近江市農業活性化協議会	東近江市	滋賀蒲生町農業協同組合	・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援	・農地情報の収集	・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実施	・販売先の確保 ・支援事業の実施 ・営農指導 ・計画策定とりまとめ
東近江農業農村振興事務所	東近江市農業活性化協議会	東近江市	滋賀蒲生町農業協同組合									
・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・支援事業の実施 ・計画策定の支援	・農地情報の収集	・地域の合意形成の推進 ・支援事業の情報提供、実施	・販売先の確保 ・支援事業の実施 ・営農指導 ・計画策定とりまとめ									

2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地／施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
いちご	生食用	施設	蒲生園芸推進協議会	0.2 ha (令和2年)	0.8 ha (令和8年)	2,000 kg/10a (令和2年)	3,500 kg/10a (令和8年)	4,000,000 円 (令和2年)	42,000,000 円 (令和8年)		

※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、

「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。

※ 設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

(別添2)

No.	25-004
策定年月	令和4年2月
見直し年月	令和 年 月

水田農業高収益化推進計画
高島市藁園地区産地推進計画

1 計画作成主体の情報

名称	株式会社 風車
構成機関・団体名及び役割分担	高島農業農村振興事務所 高島市地域農業再生協議会 高島市 実需者等 ・支援事業、栽培技術等の情報提供 ・水田活用の直接支払交付金の活用促進 ・地域の合意形成の推進 ・支援事業の実施 ・水田農業高収益化推進助成に係る事務 ・支援事業の情報提供、実施 ・計画策定の支援 ・計画作成の取りまとめ ↓ ↑ 農家 ・いちごの生産、出荷 ・支援事業の実施

2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地／施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
いちご	生食用	施設	高島市新旭町 藁園地区	0 ha (令和3年)	1.88 ha (令和8年)	0 kg/10a (令和3年)	6,035.0 kg/10a (令和8年)	0 円 (令和3年)	269,744,840 円 (令和8年)		

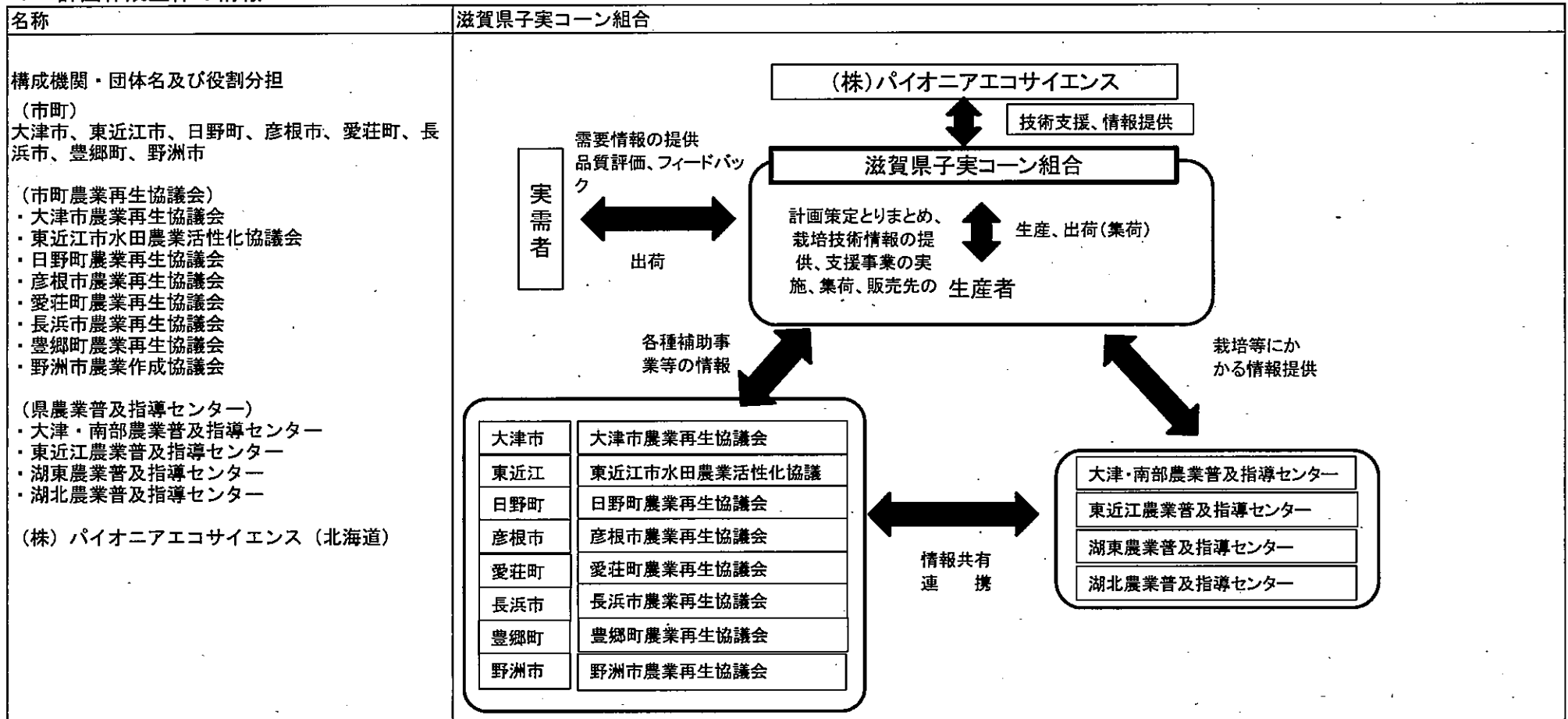
- ※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。
- ※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、
「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。
- ※ 設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

(別添2)

No.	
策定年月	令和4年5月
見直し年月	令和5年5月
見直し年月	令和7年3月

水田農業高収益化推進計画 滋賀県子実コーン組合産地推進計画

1 計画作成主体の情報



2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地／施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
子実用とうもろこし（飼料用）	飼料用	露地	滋賀県子実コーン組合	1.1 ha (令和3年)	54.7-ha (令和8年)	581 kg/10 _a (令和3年)	650 kg/10 _a (令和8年)	128,000 円 (令和3年)	12,425,000 円 (令和8年)	6.4 t (生産量)	355 t (需要量)

※「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。

※設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。